

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案の概要

内閣府沖縄担当部局

1. 改正内容

沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置を創設すること、情報通信産業振興計画等を沖縄県知事が定めることとすること、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲を拡大すること等の所要の措置を講ずる。

2. 施行期日

平成26年4月1日

主な改正点

1. 経済金融活性化特別地区の創設(金融業務特別地区の抜本的見直し)

～ 現行の金融業務特別地区を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せずに多様化～

- 内閣総理大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄県内の一の地域を指定。
- 沖縄県知事が「経済金融活性化計画」を策定し、沖縄の経済金融の活性化を図るため集積を促進しようとする産業(課税特例の対象業種)を設定。⇒ 内閣総理大臣が、計画を認定。
- 沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者(特区の指定日以後に区域内で設立され、対象産業を営むこと等に該当する法人)を認定。
- その他の課税の特例措置(投資税額控除、エンジェル控除等)、地方税の課税免除に伴う措置等を規定。

2. 情報通信産業振興地域等に係る特例措置の変更(地域指定権限・事業認定権限を沖縄県知事へ移譲)

- 沖縄県知事が情報通信産業振興計画及び国際物流拠点産業集積計画を策定して、情報通信産業振興地域等を指定(現行は国が指定)。
- 沖縄県知事が、所得控除の課税特例の対象となる事業者を認定(現行は国が認定)。

3. 航空機燃料税の軽減措置の拡充

- 航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と沖縄以外の本邦地域との間を航行する航空機に加えて、沖縄県内の区域内の各地間を航行する航空機を追加。